

令和 5 年 8 月 4 日

滋賀県内の医療機関の長 様

守山市長 森中 高史
(公印省略)

野洲市長 栢木 進
(公印省略)

子ども医療費助成制度の拡大に係る周知ポスターの掲示について (依頼)

晩夏の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、施策全般にわたり格段のご理解、ご協力を賜るとともに、医療、保健及び福祉の向上に日々ご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、守山市および野洲市において実施している子ども医療費助成事業につきまして、令和 5 年 10 月から下記のとおり助成対象者の範囲を拡大いたします。

つきましては、制度拡大にあたり、ポスターの掲示にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 子ども医療費助成制度について

拡大開始月：令和 5 年 10 月診療分から

対 象 者：中学校 1 年生～3 年生の通院、入院

自 己 負 担：通院・・・1 診療報酬明細書当たり 500 円 (調剤は自己負担なし)

入院・・・なし

助 成 方 法：現物給付 (県内医療機関のみ)

2. 問い合わせ先

守山市役所 健康福祉部 国保年金課 長寿福祉医療係

電話：077-582-1120 FAX：077-583-9738

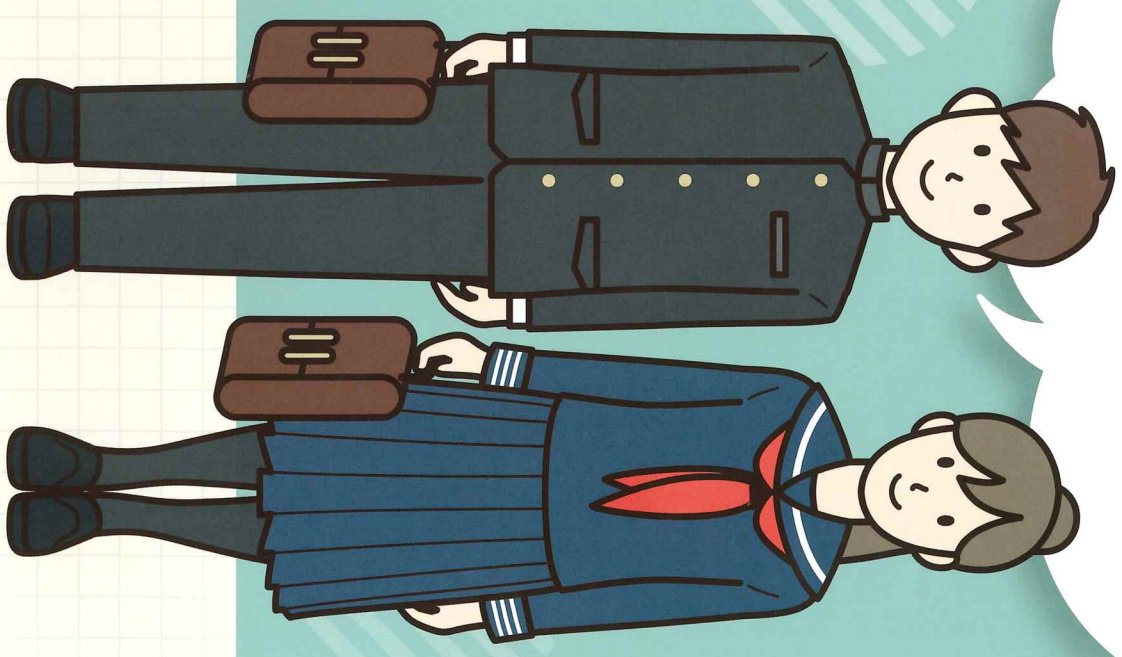
野洲市役所 健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当

電話：077-587-6081 FAX：077-586-2177

令和5年10月診療分から

子ども医療費 助成制度の拡大

中学1年生から
中学3年生までの
医療費を助成します！



守山市・野洲市では、中学生につぎまして、入院医療費のみを
対象とし助成を行っていましたが、子育て世代のさらなる経済的
負担の軽減を図るため **令和5年10月診療分から中学1年生～
中学3年生の通院医療費についても助成をいたします。なお、
助成を受けていただくためには、受給券が必要です。**

拡大 開始月

令和5年10月診療分から

対象者

中学1年生から中学3年生までのお子さま
(当該年度中に満13歳、14歳、15歳になる方)

※守山市、野洲市のいずれかに住民票がある方

※障がい者、ひとり親家庭の福祉医療費助成や生活保護を受けている場合は除く

助成 内容

医療費の窓口負担分(3割)から自己負担金を
控除した額をお住まいの市が助成

保険適用外(予防接種、差額ベッド代等)、入院時の食事代等は助成対象外

※自己負担金について

通院：1診療報酬明細書当たり500円 入院：自己負担金なし
(調剤は自己負担金なし)

- 健康保険証またはマイナ保険証と受給券を、医療機関窓口で提示してください。
- 滋賀県内のみ有効です。県外で受診された場合は、領収書と振込口座の分かるもの等を持参し、市へ申請をいただく保険適用分の医療費を返金します。

助成を受けるためには申請が必要です。

対象の方には、8月に受給券の交付申請書を送付しますので、
郵送にて申請してください。9月から順次、受給券を送付します。

受給券

滋賀県内のみ有効	
福祉医療費受給券(子ども医療)	
福祉番号	受給者番号
居住地	氏名
生年月日	発行機関の 長及び印
有効期間	交付年月日
自己負担金	入院
通院	

見
本

その他

現在、小学生のお子さまには、有効期限を中学3年生まで延長した受給券を、別途、各市から送付します。
なお、送付時期につきましては各市で異なります。

各市のお問い合わせ先